

近世曹洞宗における勅願所について

武井 慎悟

一、はじめに

本稿では、近世曹洞宗における勅願所について取り上げる。そもそも勅願所とは「天皇の命令によって国家鎮護・玉体安穩などを祈願する社寺。天皇の祈願所」⁽¹⁾を指し、古くは東大寺や国分寺などの官寺、平安期以降の天台・真言寺院などに多く見られた。禅宗では、臨済宗における五山等の官寺が將軍や関東公方の公帖を受けていたのに対し、これ以外の林下禅林は朝廷の綸旨を受ける形で自らの權威付を行っていたとされる⁽²⁾。曹洞宗においても、永平寺および總持寺が紫衣地、出世地であることを許された、代表的な勅願所であった。勅願所に指定されるにあたっては、以下のような形式が考えられる。

①紫衣の着用に関わる形式。紫衣は天皇の許可なく着用できないため、紫衣の着用を許される寺院は綸旨が発される。

②出世道場の認可に関わる形式。出世道場は綸旨を以て許可される。即ち出世道場も勅願所となる。

③玉体安穩、宝祚延長、天下泰平などの祈禱が天皇より命じられる形式。狭義には勅願所として最も適当な形。

なお、【史料一】に見られるように、これらの条件が互いに重なり合う場合もありえた。

【史料一】後光明天皇綸旨（正保二（一六四五））³

能登国総持禪寺^考、為異于他勅願所、被補曹洞出世之道場、相並南禪第一上刹、可着紫衣法服之旨、雖被成後醍醐院勅裁、依前年国中兵乱、伽藍・庫藏・僧房悉回祿之時、同令焼失之由、一宗之僧徒悲嘆之奏状被聞食訖、且又元和年中守武家之下知、可任先規者也、彌專正法之興繁、宜奉祈天下泰平・海内安全者、依天氣執達如件、

正保二年四月廿九日 右少弁（花押）

総持寺衆僧中

總持寺は傍線部に見られるように、「出世之道場」であり、「可着紫衣法服」を認められた上、「宜奉祈天下泰平・海内安全」を求められていることがわかる。すなわち、前述した①②③のすべてを兼ねていることが看取される。

一 一 二、曹洞宗における勅願所の歴史

曹洞宗における勅願所の歴史を概観すると、戦国時代は大名の力などによって、地方寺院が勅願所となった例⁴も散見される。中でも能登永光寺、陸奥正法寺、加賀大乘寺、肥後大慈寺などが代表例である。したがって、まずここでは戦国期までに複数存在した曹洞宗内の勅願所が、近世以降も勅願所であり続けたのか、という点を確認しておきたい。

【史料二】總持寺諸法度（部分）〈元和元（一六一五）年〉⁵⁾
總持寺諸法度

- 一、遂二十年之修行、致江湖頭經五年僧有軛衣之望^者、以嗣法師之推拳狀、致登山可申理之事、
- 一、從当寺就伝奏申降綸旨、以其上出世軛衣可有披露付、非三拾年修行了畢^者、不可立法幢之事、
- 一、出世之戒臘^者、可為綸旨日付次第事、

一、至紫衣^者、永平寺・当寺為当任仁^者、經奏問勅許之時可有著用、兩寺之外一切不可有著用、於退院^者可脫紫衣事、
(略)

ここで【史料二】を確認すると、紫衣は両本山の現住のみ着用が許されたことがわかる。ただし、この規制がそのまま元和元（一六一五）年当時から、曹洞宗内で厳密に適應されていたとは思われない。次の【史料三】によれば、元禄九（一六九六）年に肥後大慈寺が永平寺の末寺となつて、紫衣や出世道場の特権を剝奪されているからである。

【史料三】江戸幕府寺社奉行連裁許状（部分）〈元禄九（一六九六）年〉⁷⁾

(略) 大慈寺者 龜山院之勅願所、賜紫衣・勅額、殊開祖寒巖和尚者、依為 皇子、從往古称法皇派、而獨立一本寺、紫衣之道場、而自寒巖和尚相承、東堂・西堂・單寮・首座・藏主・書記及侍者・沙弥等之序階昇進、於自山行之、天正年中迄、紫衣致參 内之由大慈寺演之、尤上古者賜 勅額・紫衣令參 内之官寺、諸宗亦有之、而濟・洞之兩家、其寺法頗雖若無差異、元和年中、自頒御条目以來、諸寺之古法咸相革、濟家・洞家相分、而各樹寺規、設令大慈寺自寒巖相承、任 龜山院之綸旨而雖行之、所戾曹洞一統之寺法、甚以不可然、自今以後者、隨御条令之趣、

属永平寺之末寺、而純一可勉行曹洞軌範也、且紫衣者、永平・総持之両寺住持而已得著之、此亦辞去其住職、則不能著紫衣、将来大慈寺、寺外不及言、為寺中確不可著紫衣也、仍今般糾前来之寺法申渡之条、向来全不可違反此旨者也、(略)

これらの史料を見渡すことによつて、原則的には元和元(一六一五)年以降、実質的には各地の独立無本寺が永平寺・總持寺下のいづれかに収まった本末関係の確定以後、曹洞宗における勅願所は永平寺と總持寺のみに限られたと判断できる。

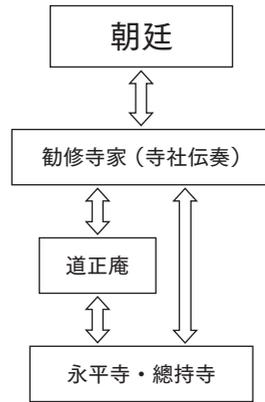
一三、曹洞宗と朝廷の関係性

一方の曹洞宗と朝廷との関係に目を移してみる。そもそも寺社と朝廷とのやりとりには、いくつかのステップが存在した。繪旨などを得るためには、朝廷に申請する必要があったが、門跡寺院を持たない曹洞宗門の場合、寺社から朝廷へ取次を行うのは堂上家(8)の公家であり、これを寺社伝奏といつた。近世曹洞宗においては、ほぼ独占的に勸修寺家がこれを務めた。また、勸修寺家と永平寺・總持寺の連絡役として京都の道正庵があつた。道正庵は出世(瑞世)を行う各地の僧侶に対し、京都での滞在場所となるとともに、繪旨を頂戴するための参内作法を教授した。近世曹洞宗における朝廷との関係性は、簡単に図示すると【図一】のようになる。

一四、先行研究と問題の所在

このような曹洞宗と朝廷について触れた研究では、「人権擁護推進本部編 一九九四」が最もまとまった業績といえる。特に広瀬論文は、曹洞宗と朝廷のつながりについて網羅的に述べており、圭室論文は、瑞世や紫衣の勅許に関し

【図一】元和元(1615)年以降：曹洞宗における朝廷との関係



て、経済的な観点も含めながら詳細に論じている。他にも「横関 一九三八」や「栗山 一九八〇」等でも、主に瑞世(転衣)における手続きが詳述されている。近年の研究では「圭室 二〇〇八」が、總持寺祖院所蔵史料の分析を基に、總持寺の運営や転衣制度について詳しく述べている。

しかし、総じて曹洞宗と朝廷の関係に迫った研究は多くない。その上、こうした研究の大部分が永平寺・總持寺を主題としており、中でも、瑞世(転衣)について詳述する傾向にある。すでに述べた通り、寺院諸法度の制定や本末関係の確定とともに、近世曹洞宗における勅願所が永平寺・總持寺に限られたため、研究の偏りがあることは理解できる。しかし、總持寺祖院所蔵史料をはじめとする諸史料を見ていくと、享保八(一七二三)年に播磨月照寺が、安永七(一七七八)年には遠州秋葉寺が勅願所となったことが看取される。

こうした近世曹洞宗における新たな勅願所の動向については、ほとんど先行研究がなく、またその実態も明らかでない。本稿では、總持寺祖院所蔵史料を中心として、当時の公家の日記や関係寺院史料等を分析することで、近世曹洞宗における勅願所の増加とそれに伴う勸修寺家・曹洞宗門内の対応について検討する。その上で、近世曹洞宗における朝廷との関係構造に如何なる変化が起こったのか、明らかにしたい。

二、月照寺・秋葉寺について

二―一、月照寺について^⑨

月照寺は播磨国（現在は兵庫県明石市）に位置する寺院で、空海により草創され、当初は楊柳寺と号したとされる。月照寺としては、三木市雲龍寺の七世安室春春が密教寺院であった当寺を曹洞宗に改宗したことはじまるという。特徴は、飛鳥時代の歌人、柿本人麻呂を祀る柿本社^⑩の別当であったことである。近世には歌道の上達を願った天皇、上皇、公家や武家にも広く信仰された。月照寺には、いまだ多くの史料が残されており、『月照寺明石柿本社奉納和歌集』^⑪として翻刻されている。

勅願所となった契機は、享保八（一七三三）年が柿本人麻呂の千年忌とされ、人麻呂への崇敬がひとときわ強かった靈元法皇の希望もあつて、中御門天皇より石見国高津柿本社（別当…真福寺）と播磨国明石柿本社（別当…月照寺）に祀られる柿本人麻呂へ正一位の神階と柿本大明神の神号が与えられる旨の宣旨が下されたことによる。

【史料四】女房奉書 年月不記（享保八（一七三三）年）^⑫

今度 柿本社 神号神位の事 一事のさはりなく 御きたを とけられ候 いやく 天下太平 宝祚多ん長 ならひに 歌道はん昌の 御きたう せいく を ぬきんて しゆ行 あるへきのよし はりまの国やしろのつかさに つたへられ候 候へく候 かしく

中院大納言とのへ

中山前大納言とのへ

月照寺は【史料四】「女房奉書」を賜り、「天下太平 宝祚ゑん長ならひに 歌道はん昌の 御きたう」を行うように命じられている。これによって、月照寺は勅願所に指定されたといえる。また、總持寺祖院所蔵史料【史料五】【史料六】から、明和七（一七七〇）年には、御室御所の推挙によって「長日勅願所」となったことが確認できる。これは、勅願所の中にも区別があったことを示しており、臨時の祈禱を行う勅願所と、定例の祈禱を行う長日勅願所は、何らかの規定の差異があったと考えられる。勅願所と長日勅願所の差異は、今後より深めていく必要がある。

【史料五】「御口上（後欠）」¹³

第一 御口上

播州明石柿本社別当月照寺儀、右神威逾倍增、今度願望之子細申之上候、格別社頭之義候間、願之通相叶候様、宜敷御取計頼上ヶ候、右月照寺義、前々々當門御出入候故、此段御吹挙被仰合、已上

御室御所御使

四月廿二日 土橋大蔵卿

乍恐奉願口上覚

當社之儀、御代之御祈禱相勤、毎年三月祭礼後、神礼献上仕來、追々降附勅願御祈被為 在、難有奉存候、此上何卒毎年

【史料六】「勅願所仰付下さるよう願書の覚」¹⁴

三月御撫物被為出之長日之勅願所被為仰付被下候者、社寺之嚴格不過之候、重畳可奉存候、謹畏候当社寺之儀者、社格者、石州和州等柿本由緒之社寺、其外他之差障曾而以無御座候条、格別之儀を以、右願之通被為仰付被下候者、

神威倍增、社寺無難、相統之基寺成届ニも難有可奉存候、何分至御沙汰奉希候、已上

明和七年 播州明石

柿本社別当

月照寺

廣

姉

┌

第三右願之通被 仰出候段、五月廿四日、月照寺御招被仰渡則被出候、乍恐奉願口上覺當社柿本大明神者、則御自作之尊像ニ而、石州御神體同様之傳來御座候、御代勅願被為 仰出、往昔御崇敬之御儀御座候間、御神事之御席も被為在候ハバ、神像御参内被為在之様ニ奉願候、何卒此儀相聞候ハバ、神威益相耀、陪増法業、無此上難有」

第三

可奉存候、偏以御執成宜敷御沙汰奉希候、已上

明和七年 播州明石

柿本社別当

月照寺

廣

姉

右願之通被不被為御沙汰候段、被仰渡候、

五月廿四日

二二二、秋葉寺について

近世曹洞宗において、最も新しく勅願所に指定された秋葉寺は、遠江国（現在の静岡県浜松市）に位置する秋葉山を支配していた。一般に秋葉信仰とよばれる、民俗信仰の聖地として全国的に知られた。行基開創の伝承をもつ寺院で、当初は大登山霊雲院と号したともいわれる。秋葉山を統括する寺院を秋葉寺と号し、近世初期までは真言系の修験が支配したとされるが、山内で真言系修験と、曹洞宗可睡齋を後ろ盾とする派が二手に分かれ、一山の支配権をめぐる対立が起こる。結果的に、寛永二（一六二五）年、可睡齋側が勝利し、秋葉寺は以後、可睡齋の末寺として曹洞宗に属すことになった。秋葉信仰は特に火防に効験があるといわれ、武家や朝廷のみならず、全国の村々においても講が結成され定期的な参詣が行われるようになるなど、貴賤を問わず信仰された。秋葉寺の勅願所化は、【史料七】に見られるように、安永七（一七七八）年、後桃園天皇代である。

【史料七】明治二十二年寺院明細帳（部分）⁽¹⁵⁾

（略）人皇百拾九代

後桃園天皇御宇安永七^戊年八月自禁裏御所御用被仰付同曆十月住持義孝任梁依 勅請上京シ九条殿ノ猶子トナリ

直参内 天顔拜礼爾後代々以テ恒例トス

御綸旨頂戴猶両御所ヨリ御撫物被下置毎年正五九月ニ引替其節御札献上御檀料ヲ賜ハル 御即位或ハ臨時又ハ住

職交代等ニハ必ス参内ス

後桃園天皇御綸旨写

秋葉権現者当山出現所無比類也因以 御崇信異于他永為 勅願所宣奉祈天下安全宝祚悠久者 天氣如此悉之以狀

安永七年戊八月廿九日 右中弁篤

秋葉寺住持任梁和尚禪室

勅願所遠江國

秋葉権現社当家執 奏勿論也去年四月勸修寺家執奏寺院末寺之輩他家執奏停止之事左大弁宰相被願申之節茂播州月照寺遠州秋葉寺於両寺者所詮勅許之上之事候条今更不及申子細之由被申上同年五月勸修寺願之旨趣被 聞食畢守先縦可有進上播州月照寺 遠州秋葉寺等両寺 勅願所之事他家執 奏可為是迄之通旨被 仰出然上者 勅願一式參内等之儀永々当家執 奏弥不可有相達之状可被存其旨者也

安永十辛丑年二月廿六日 華押

秋葉寺任梁御房

ここで確認しておきたいのは、月照寺・秋葉寺ともに、出世道場や紫衣着用とは関らない、禁裏の祈禱所の機能のみ有する勅願所であった点である。

三、勸修寺家による月照寺・秋葉寺の勅願所化に対する評価

月照寺・秋葉寺の例が特殊である点は、取次を行う寺社伝奏が、それぞれ武家伝奏・油小路家であり、元来曹洞宗門の執奏を一手に引き受けてきた勸修寺家とは異なることからもうかがえる。月照寺・秋葉寺に対する勸修寺家の対

応を見ることが、曹洞宗門と朝廷との関りに如何なる変化が起きたのか、【史料八】を基に確認してみたい。

【史料八】「總持寺諸末寺に対し旧規を守り違乱なきよう通達の儀につき口上書」¹⁶⁾

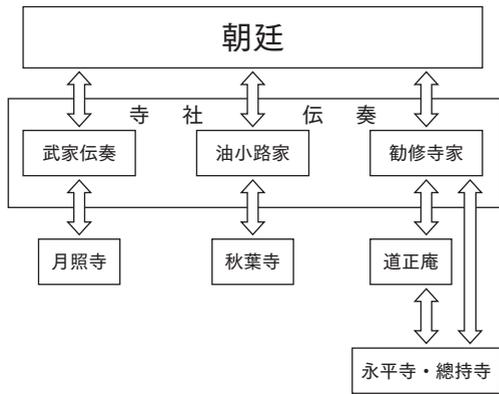
近年執 奏之寺院、勘違旧儀至、末寺者、依事不經本寺、他家執 奏相願候事、有之候、加之播州月照寺勅願所相願候砌、武家傳奏執奏被 仰出、且遠州秋葉寺、依御崇敬、勅願所被仰出候節、於勅願所儀者、執奏家無之候旨、申述則月照寺例申出候、夫故、油小路家執奏ニ相成候、元來當家執奏之寺院諸末寺於奏聞事者、不依何事、但本寺挙状旨執 奏候事、先規勿論ニ候、然ニ兩寺無其儀、剩他家執奏ニ相成候段、□□例甚不覺悟之至候、但」

□□寺者、勅許之上之事ニ候得者、今文不及申子細候得共、以後末寺、奉守旧規、不寄何事、於奏聞之事者、得本寺之挙状可申上旨、被仰下候様、願申候処、則被聞食、以來守先蹤可進止旨、被仰下候間、弥自今堅守旧規、違乱無之候様、急度諸末寺江、可被相違候事、

九月

【史料八】によれば、勸修寺家による、月照寺・秋葉寺の両寺への評価は「不覺悟之至」というものであった。勸修寺家は、月照寺・秋葉寺の勅願所化を問題視したことが窺われるが、それでは何が問題とされたのか。引き続き【史料八】を確認すると、「近年執奏之寺院勘違旧儀至」すなわち、近年の執奏寺院は、古くからの規則を勘違しているとする。その勘違いの内容は、「末寺者依事不經本寺、他家執奏相願候事有之候」とあって、末寺が本寺を経ずに勸修寺家以外の公家の執奏を願うことであるという。「旧規」では「元來當家執奏之寺院諸末寺、於奏聞事者不依何事、但本寺挙状旨執奏候事、先規勿論ニ候」とあって、すなわち勸修寺家が寺社伝奏を務める永平寺・總持寺の末寺については、本寺の挙状にある旨を勸修寺家が執奏する、という。この手順を踏まない月照寺・秋葉寺は「甚不覺悟之

【図二】安永10(1781)年以降：曹洞宗における朝廷との関係



至」であるけれども、勅許によって勅願所になっている以上は何も言えない。だが、今後は「末寺奉守旧規、不寄何事於奏聞之事者、得本寺之挙状可申上旨」、すなわち末寺に旧規を守らせ、本寺の挙状がなくては朝廷への取次はしないと、曹洞宗門に対し引き締めを強化しようとしたことがわかる。つまり、月照寺・秋葉寺の勅願所化において問題視されたのは、本寺の推挙状なしで、勸修寺家以外の公家に執奏を願った点にあるといえる。

四、事の顛末

この件の顛末は、【史料七】後半の傍線部から読み取れる。安永十(一七八一)年、曹洞宗末寺における他家執奏の停止を求めた勸修寺家の願に対し、月照寺・秋葉寺の場合は勅許の事であるので不問とし、これまで通り月照寺は武家伝奏、秋葉寺は油小路家が執奏を行う事が確定したことが看取される。勸修寺家は永平寺・總持寺の取次を行うことで、曹洞宗全体の伝奏として機能しており、独占的な体制であった。これに対し、月照寺や秋葉寺の勅願所化は、他の公家の執奏を願う点で、これまでの勸修寺家独占体制を侵す可能性があった。勸修寺家の訴えは、これを阻み、引き締めを強化する目論見があったと考えられる。勸修寺家は、今後、同じような状況になる事を避けるために、曹洞宗末寺に対し本寺の推挙状が必須であることを改めて明示し、宗内の統制強化を狙ったのである。上述の通り、月照寺・秋葉寺の勅願所指定は勅許の上であるため、結果的に勸修寺家は手出しができなかったものの、この勸修寺家の訴えは朝廷でも大

方受け入れられたと評価でき、月照寺・秋葉寺を除いては、他家の執奏は許されず、これ以上曹洞宗内で勅願所が増加することはなかった。以上のことから、安永十(一七八一)年に、曹洞宗と朝廷を結ぶ関係図が新たに確定したといえる。これを図示すると【図二】のようになる。

五、本発表のまとめと今後の展望

これまでの曹洞宗内における勅願所の研究では、紫衣の着用や瑞世という面がクローズアップされ、両本山以外の勅願所は分析の対象となつてこなかった。本稿では、近世中後期の新たな勅願所の発生に注目し、曹洞宗門寺院の勅願所化に伴う、朝廷との関係構造の変化を捉えようと努めた。

近世以前にいくつか存在していた曹洞宗における勅願所は、永平寺諸法度・總持寺諸法度の制定や本末関係の整理によって、近世初期になると永平寺と總持寺に限られた。その後、十八世紀初期から末にかけて、新たに月照寺・秋葉寺が勅願所に指定される^①。これらの勅願所化は、天皇の崇敬をきっかけとするものであったが、勸修寺家や曹洞宗門から離れた、独自の動きであったため、勸修寺家はこれを問題視した。具体的な問題点は、月照寺と秋葉寺が本寺の推挙状なく、他の公家を執奏としたことであつた。結果的に、勸修寺家は、曹洞宗末寺に対して本寺の推挙状なくして奏聞はしないことを徹底するよう本山に申し伝えている。勸修寺家としては、曹洞宗門の執奏を独占する体制を維持する目論見があつたと考えられる。最終的には、月照寺・秋葉寺を除く曹洞宗末寺の執奏を従来通り勸修寺家が行うことで確定した。月照寺・秋葉寺は他家執奏の扱いとなり、これによって、曹洞宗と朝廷の新たな関係構造が成立した。なお、これ以降曹洞宗内で勅願所は増加しなかつた。

翻つて、本シンポジウムの趣旨に則るならば、總持寺祖院は、勸修寺家や道正庵と関連する多くの史料を所蔵している。本発表で扱った史料は、そのうちのごく一部であるが、本山や末寺だけでなく、勸修寺家の動きを捉えること

ができる点で貴重である。近年、朝廷と宗教に関する研究は深化を見せているが、こうした分野にも大きなインパクトを以て迎えられる可能性を持っている。多くの研究者によって活用されることを期待したい。

また、両本山・月照寺・秋葉寺が勅願所として如何なる具体的機能を有したのか、といった部分は未だ詳らかでない。今後はこうした点に注目し、曹洞宗門の勅願所の詳細な機能面に迫ってみたい。また、勅願所化のプロセスについても今後の課題であり、秋葉寺については別の機会に詳細に検討したい。

参考文献

- 横関了胤『江戸時代 洞門政要』 東洋書院 一九三八
- 室峰梅逸編『總持寺誌』 大本山總持寺 一九六五
- 栗山泰首『覆刻總持寺史』 大本山總持寺 一九八〇（原本は一九三八）
- 高椋利彦『近世日本の国家権力と宗教』 東京大学出版会 一九八九
- 広瀬良弘「曹洞宗と朝廷——中世から近世にかけての禪師号・紫衣・出世・勅書・綸旨・勅願寺——」（『曹洞宗人権擁護推進本部紀要 第一號「同和」審議会専門部会「禪師賜号」研究会論集」 曹洞宗人権擁護推進本部編 一九九四所収）
- 曹洞宗人権擁護推進本部「曹洞宗人権擁護推進本部紀要 第一號「同和」審議会専門部会「禪師賜号」研究会論集」 人権擁護推進本部編 一九九四
- 春野町史編さん委員会『春野町史資料編三近現代』 一九九四
- 熊谷忠香「木下道正について——『惟房公記』登場の地下人道正から」（『宗学研究39』 曹洞宗総合研究センター 一九九七所収）

田村貞雄監修『秋葉信仰』 雄山閣 一九九八

曹洞宗文化財調査委員会『曹洞宗文化財調査目録解題集5近畿管区編』 一九九九

高整利彦『江戸幕府と朝廷』 山川出版社 二〇〇一

門前町史編さん専門委員会『新修門前町史資料編2総持寺』 二〇〇四

広瀬良弘「中・近世における木下道正庵と曹洞宗教団」(大本山永平寺大遠忌局文化事業専門部会出版委員会編集『道

元禅師研究論集』大修館書店 二〇〇二所収)

一矢典子『秋葉山御撫物からみた近世秋葉信仰——草津宿本陣『大福帳』に記された記録から——』(神戸女子民俗学会『久里』22号 二〇〇八所収)

圭室文雄『總持寺祖院古文書を読み解く——近世曹洞宗教団の展開——』曹洞宗宗務庁 二〇〇八

西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館 二〇〇八

一矢典子「近世京都の東景寺と秋葉山」(神戸女子民俗学会『久里』22号 二〇一〇所収)

朴澤直秀『近世の仏教』(岩波講座日本歴史第十一卷 近世二) 岩波書店 二〇一四所収)

松澤克行「近世の公家社会」(岩波講座日本歴史第十二卷 近世三) 岩波書店 二〇一四所収)

大本山永平寺史料全書編纂室永平寺史料全書編纂委員会『永平寺史料全書文書編第三卷』 二〇一八

後注

(1)『日本国語大辞典』「勅願所」JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 二〇二二年六月一日)

(2) 広瀬良弘「曹洞宗と朝廷——中世から近世にかけての禅師号・紫衣・出世・勅書・繪旨・勅願寺——」(曹洞

宗人権擁護推進本部紀要 第一號「同和」審議会専門部会「禅師賜号」研究会論集」曹洞宗人権擁護推進本部編 一九

九四所収)

(3) 門前町史編さん専門委員会『新修門前町史資料編2総持寺』二〇〇四 一〇〇頁、傍線部は筆者による。
なお、本稿で史料を用いるにあたっては、引用元の表記に従った。自ら釈文したものについては、読点を適宜施し、虫損部は□で示した。また、原文書の紙継目は「」で示した。

(4) 「広瀬 一九九四」では、両本山以外にも勅願所の存在する余地があることを認め、勅願所と呼称できるかとはかく、朝廷から寺号・山号などの額を受けた寺院も含めて、次のような例を挙げている。すなわち、肥後大慈寺・能登永光寺・奥羽正法寺・撰丹境永沢寺・伯耆退休寺・尾張正眼寺・伯耆定光寺・加賀大乘寺・上野茂林寺・周防竜福寺・信濃竜雲寺・武蔵宗関寺・武蔵海禅寺・長崎皓台寺である。

(5) 門前町史編さん専門委員会『新修門前町史資料編2総持寺』二〇〇四 九五頁、傍線部は筆者による。

(6) 「横関 一九三八」によれば、「往古は本山と出世道場とは必ずしも一致せない大乘寺、永光寺、大慈寺、正法寺なども独立無本寺を称して時に瑞世をする事ができた、然し元和元年永平寺法度、總持寺法度が下されて以来は両本山以外は出世道場を停止せられ、従つて両本山以外は瑞世転衣はできなくなった。」「六三―六四頁」とある。

(7) 大本山永平寺史料全書編纂室永平寺史料全書編纂委員会『永平寺史料全書文書編第三卷』二〇一八 八八―八九頁、傍線部は筆者による。

(8) 公家の内、昇殿を許された家柄(摂家、清華家、大臣家、羽林家、名家、半家)をさす。

(9) 月照寺については、『曹洞宗文化財調査目録解題集5 近畿管区編』(曹洞宗文化財調査委員会 一九九九)を参照した。

(10) 「松澤 二〇一四」は、「禁中並公家諸法度」で歌道が天皇の修めるべき素養として奨励されており、公家社

会においても重要な要素であったことを指摘している。こうした文化的背景は月照寺の信仰の高まりと決して無関係ではないと考えられる。

- (11) 鶴崎裕雄、神道宗紀、小倉嘉夫編著『月照寺明石柿本社奉納和歌集』(和泉書院 二〇二一)
(12) 鶴崎裕雄、神道宗紀、小倉嘉夫編著『月照寺明石柿本社奉納和歌集』(和泉書院 二〇二一) 三六三頁、傍線部は筆者による。

(13) 大本山總持寺祖院所蔵文書〈No. 1 1 3 1 8 (分類) 6、本末関係 (区分) IVニ末寺 (番号) 1 0 4 4〉

(14) 大本山總持寺祖院所蔵文書〈No. 1 1 2 7 8 (分類) 6、本末関係 (区分) IVニ末寺 (番号) 1 0 0 4〉

(15) 春野町史編さん委員会『春野町史資料編三近現代』一九九四 八八三―八八四頁、傍線部は筆者による。

(16) 大本山總持寺祖院所蔵文書〈No. 5 1 3 8 (分類) 3瑞世・転衣(区分) IIIハ勸修寺・令旨(番号) 4 3 2〉、傍線部は筆者による。

(17) 幕府の治世も安定化してきた四代家綱、五代綱吉以降は、武力を示してきた幕府の在り方は転換し、文治政治へと舵をきったことはよく指摘される。これによって朝廷との付き合い方も変化が生じ、朝儀の復興を積極的に認めるなどの方針転換があつた。さらに大規模な朝儀の復興に伴って、公家においては断絶した家が復興されただけでなく、新家も創設された。そうなると、公家は財政難に襲われることになり、こうした公家の困窮は、官金収入を狙って、有力寺社の執奏を行う流れを作り出した。事実、執奏を受ける寺社は近世初期から幕末までに大幅に増加しており、月照寺や秋葉山の例もこの流れの中に位置づけることができる。

(たけい しんご・鶴見大学仏教文化研究所特任研究員)